

少年院の各処遇課程等における生活指導の在り方に関する研究（その1）

矯正協会附属中央研究所 橘 偉仁
 佐藤 和夫
 藤野 京子*
 土持 三郎
 森田 祥一
 東京矯正管区 玉置 隆久**

はじめに

昭和52年6月、少年院運営について、画期的な改善施策が実施され、運営指針として4つの基本的事項が示された。そのうちの1つ、処遇の個別化の方針に基づき、少年院処遇の枠組が整備され、処遇は、個々の在院者の特性及び教育上の必要性に対応する処遇類型を設け、その類型別に基本的処遇計画を、個々の在院者別に個別的処遇計画を作成して実施することになった。

処遇類型としては、まず、短期処遇と長期処遇が区分され、さらに、前者には一般短期処遇と交通短期処遇が、後者には、生活指導課程等、5つの処遇課程（各課程にはその細分が含まれる。）が設けられた。これらの処遇類型は、その後、少年非行の動向や在院者の特質が変化したため、平成3年9月の短期処遇の改善措置及び同5年9月の長期処遇の改善措置を経て、後述する現行の処遇課程等の形に再編成された。

また、基本的処遇計画を処遇課程等別に適切に作成するため、昭和55年6月、教育課程の編成及びその運用に関する行政基準が示

された。これによって少年院の指導領域は、生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育及び特殊教育の5領域に区分され、さらに、各領域別の中核的教育内容が例示されるとともに、処遇課程等別に重点的に指導すべき教育内容（重点的教育内容という。）及び共通して指導すべき教育内容（基礎的教育内容という。）の標準が示された。

これら処遇改善施策の積重ねにより、処遇制度が整備されてきた現在、当面する少年院の課題は、現行制度に基づく処遇の在り方を探り、制度の理念に即した処遇を実施できるよう、その整備充実を図ることであろう。そのためには、まず、処遇の在り方を検討する上で必要な資料を収集し、分析し、その結果を検討する作業に着手することが必要と思われる。

本研究は、以上の観点に基づいて企画したものである。研究対象を生活指導に限定した理由は、次の2点である。1つは、5つの指導領域の全体像を一挙に把握しようとするれば、資料収集は、広く、浅く行わざるを得なくなり、処遇の在り方を検討するのに必要なレベルの資料が得にくくなることを恐れたからで

*現法務省矯正局

**現川越少年刑務所

ある。他の1つは、少年院教育に占める生活指導の役割の重要性、優先性を考慮したからである。そこで、今回は、研究対象を生活指導にしぼり、その指導の在り方を探ることとしたが、今後、機会があれば、逐次、他の指導領域へと、研究対象の範囲を拡大していく必要があると考えている。

本研究によって提示される情報資料が、今後、実務上、研究上の参考として利用され、少年院における生活指導の水準向上に、多少なりとも寄与することができれば、幸いである。

1 目 的

現在、少年院の指導は、各処遇課程等に分類されている在院者に対し、それぞれ対象者の特性及び教育上の必要性に応じて作成された処遇計画（基本的処遇計画及び個別的処遇計画）に基づいて、実施されることになっている。本研究は、このような現行の処遇制度と関連させながら、少年院における生活指導の在り方を探り、その指導水準の向上を図ろうとするものである。

2 方 法

研究上必要な資料は、生活指導に関する種々の調査を行って収集する。本研究は、2年間継続する予定であり、今年度は、少年院における生活指導の現状を把握し、指導上の問題点を探るため、質問紙調査票による実態調査を行った。

来年度は、各処遇課程における生活指導の在り方を検討するため、必要な資料の補充調査を実施する予定である。

なお、今年度実施した生活指導実態調査の概要は、以下のとおりである。

(1) 調査対象

全国の少年院53庁及び各庁に設けられている処遇課程等193を調査対象とした。

少年院の内訳は、男子少年院42庁、女子

少年院9庁及び男女の少年を分隔収容している医療少年院2庁である。

(2) 調査項目

調査項目の内容は多岐にわたるが、大別すれば、①施設の教育条件にかかわる項目、②生活指導の実施状況にかかわる項目、③自庁で実施している生活指導に対する少年院の問題意識にかかわる項目に分けられる。それぞれに含まれる具体的な項目は、おおむね、次のようなものである。

① 職員の構成、在院者の構成、指導場所の種類と数、指導案及び教材の整備状況、研究会・研修会の開催状況等の諸項目

② 指導内容、指導時間数、指導方法、指導対象者、指導効果判定等の諸項目

③ 生活指導水準、指導上の問題点、現行指導の定着状況及び生活指導等に対する施設の意見、感想等の諸項目

(3) 調査の実施

質問紙調査票「生活指導の実態調査について」を全国少年院に送付し、平成6年6月1日現在の実態についての回答を記入するよう、各庁首席専門官あて依頼した。

送付した調査票は、すべて回収したが、回答内容の一部に、集計整理不能のものが若干含まれていた。

(4) 調査への協力者

本調査の企画及び実施に際しては、法務省矯正局教育課から多くの御示唆と御協力をして頂いた。また、調査票の作成等について、次の方々の御協力を頂いた。（ ）内は、協力をお願いした時点における各氏それぞれの所属庁等である。

日下部 隆氏（法務省矯正局教育課）

西村 重則氏（同上）

橋 陽一氏（東京矯正管区教育課）

馬場 明子氏（愛光女子学園）

山口 孝志氏（市原学園）

長島 寿勝氏（茨城農芸学院）

3 調査の結果

(1) 処遇課程等の概要

少年院の処遇課程等は、表1に示すとおり、短期処遇に4種類、長期処遇に5種類の合計9種類であり、更に、長期処遇の各課程には、

その細分があるので、実際には、16種類の処遇類型に分けられている。この報告では、記述の便宜上、処遇課程等の名称は、記号で書くことにしたので、各記号に対応する処遇課程等の名称や対象者の概要を、あらかじめ表1にまとめておくことにした。

表1 処遇課程等の記号及び対象者の概要一覧

区分	処遇課程	記号		対象者の概要
短期 処 遇	教科教育	S	S 1	義務教育、高等学校教育及び補習教育を必要とする者
	職業指導		S 2	進路に応じた職業指導を必要とする者
	進路指導		S 3	進路指導を必要とする者
	特修短期	O		短期間の指導と訓練により社会復帰を期待できる者
長 期 処 遇	生活訓練	G	G 1	性格の偏りと反社会的傾向があり、治療的指導と心身の訓練が必要な者
			G 2	外国人で日本人と異なる処遇が必要な者
	職業能力 開 発	V	V 1	職業能力開発促進法に定める職業訓練（10ヵ月以上）が必要な者
			V 2	上記職業訓練（10ヵ月未満）又は職業指導が必要な者
	教科教育	E	E 1	義務教育が必要な者
	E 2		高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲のある者	
特殊教育	H	H 1	精神薄弱者及びそれに準じた処遇が必要で、医療措置の必要がない者	
		H 2	情緒的未成熟等による社会的な不適応があり、治療教育が必要な者	
遇	医療措置	P	P 1	身体疾患者
			P 2	身体障害のある者
	M	M 1	精神病及びその疑いがある者	
		M 2	精神病質及びその疑いがある者	

① 集計した処遇課程等の種類と数

表2 集計した処遇課程等の種類と数

施設区分	処 遇 課 程 等													計
	S				O	G		V		E		H	P	
	S 1	S 2	S 3	G 1		G 2	V 1	V 2	E 1	E 2				
男子少年院	11	14	14	14		15	1	3	22	9	2	3	—	108
女子少年院	8	8	8	8		8	—	8	8	9	—	9	—	66
医療少年院	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	2	2	4
計	19	22	22	22		20	3	30	20	14	2	178		178
処遇課程等総数	19	22	22	22		31	2	3	32	20	16	4	193	

注1 処遇課程が同一の場合は種別が異なっても別計算せず、1課程として集計した。G 1とV 2における種別重複分は、それぞれ7課程と1課程である。

2 H 1とH 2はまとめてHとして集計した。これによる重複分は男子少年院における3課程である。

3 有効回答のない処遇課程数は4課程でその内訳はGが2課程、V2が1課程及びHが1課程である。

集計整理の対象とした処遇課程等の種類と数は、表2に示すとおりである。

種類については、特殊教育課程は細分類型を省略してHとし、医療措置課程は、細分類型を省略した上、PとMをP・Mとしてまとめてある。その他の処遇課程等については、男子少年院の場合は、処遇類型の細分別に、女子少年院の場合は、生活訓練課程と教科教育課程の細分類型を省略し、それぞれGとEにまとめてある。

全国の少年院53庁に設けられている処遇課程等の総数は193であるが、今回集計整理の対象としたその数の合計は178である。この数字の差は、集計整理の都合で、複数課程を併合計したため減少した課程数11と有効回答が得られず計上しなかった課程数4があることによって生じたものである。この理由の詳細については、表2の注を参照されたい。

処遇課程等の数は、その種類によって異なり、V₂の30に対し、G₂、P及びMの各2、V₁の3とかなりの差がある。また、その数は、男子少年院の108に比べて、女子少年院は66と少ないが、一庁あたりの平均処遇課程等数でみると、前者の2.6に対し、後者は7.3と、女子少年院の方が多くなっている。

② 処遇課程等別の対象者数

平成6年6月1日現在の全国少年院における処遇課程等別対象者数は、表3の示すとおりである。

対象者数は、処遇課程等の種類によって異なり、V₂の1,384人を筆頭に、S₃、G₁及びHの諸課程では比較的多く、E₂、S₁及びG₂の諸課程ではかなり少ない。

調査日に対象者がいた処遇課程等の数を該当課程等の数として計上してあるが、その合計数は146であり、当日、対象者がいなかった課程等があることを示している。

各処遇課程等の1課程平均の対象者数を見ると、V₁の46.7人、V₂の44.7人が多く、

G₂の3人、S₂の2.9人、S₁の1.6人が少なく、処遇課程等の種類によって、指導対象者の数が大きく異なることを示している。

(2) 生活指導をめぐる諸条件

① 生活指導担当者

少年院教育の中核といわれる生活指導の担当者の状況を示したのが表4である。

表3 処遇課程等別の対象者数

平成6年6月1日現在

処 遇 課 程 等		対 象 者 等 の 数		
		対 象 者 の 数	該 当 課 程 等 の 数	各 課 程 等 の 平均対象者数
短 期 処 遇	S 1	13人	8課程	1.6人
	S 2	44	15	2.9
	S 3	421	19	22.2
	O	91	15	6.1
長 期 処 遇	G 1	338	18	18.8
	G 2	3	1	3.0
	V 1	140	3	46.7
	V 2	1,384	31	44.7
	E 1	150	12	12.5
	E 2	21	3	7.0
	H1・2	211	13	16.2
	P1・2	90	4	22.5
M1・2	68	4	17.0	
計		2,974	146	20.4

表4 生活指導担当者の状況

平成6年6月1日現在

指 導 担 当 領 域		職 員 数	該 当 施 設	1 施 設 平均職員数
教育 部門	生 活 指 導	1,384人	53施設	26.1人
	処 遇 全 般	1,641	53	31.0
その他 からの 協力	生 活 指 導	115	29	4.0
	処 遇 全 般	301	51	5.9
職 員 総 数		2,473	53	46.7
部外 協力 者	篤 志 面 接 委 員	690	53	13.0
	教 誨 師	290	46	6.3
	外 部 講 師	103	28	3.7

表5 平日昼間指導における指導領域別平均配置職員数

指導領域	専 任 ・ 兼 任 等 別							
	専 任 職 員		兼 任 職 員		そ の 他 の 職 員		部 外 協 力 者	
	平均 人員	該当 施設	平均 人員	該当 施設	平均 人員	該当 施設平均	人員	該当 施設
生活指導	2.9人	36施設	6.8人	49施設	2.4人	10施設	3.4人	40施設
職業補導	7.5	31	6.7	46	4.2	9	2.1	18
教科教育	1.7	24	3.4	35	2.3	4	1.6	26
保健体育	1.8	22	4.7	43	1.9	8	0.8	6
特別活動	2.1	18	6.7	38	2.3	8	1.7	26

注1 専任職員は、常時当該指導領域の指導に専任する者

2 兼任職員は、複数の指導領域を兼任する者

3 その他の職員は、専任、兼任以外の者が必要に応じて臨時配置される者

4 部外協力者には、篤志面接委員、教諭師、外来講師等を含む。

この表によれば、少年院の生活指導は、所管する教育部門の生活指導を担当する職員を中心にして、そのほか教育部門以外の一部の職員及び篤志面接委員等の部外協力者の支援を得て行われていることがわかる。教育部門の生活指導担当者は、全職員中の過半数を占めており、少年院の指導領域の中で、生活指導がいかに重視されているか、その状況の一端を示している。また、生活指導担当者全体の中に占める篤志面接委員等、部外協力者の割合も比較的大きく、少年院の生活指導において、これら民間協力者が重要な役割を果たしていることが分かる。

② 生活指導担当者の配置状況

表5は、少年院における平日、昼間の指導領域別平均配置職員数を、専任、兼任等の別に示したものである。

この表で、生活指導に配置される指導担当者の内訳を見ると、平均人員が最も多いのは兼任職員の6.8人、次いで部外協力者の3.4人、専任職員の2.9人、その他の職員の2.4人という順になっている。専任職員は、職業補導の場合の7.5人と比較して、かなり少なく、しかも、全庁に配置されているわけではなく、3割強の少年院には配置されていない。

このことは、母集団の異なる平均人員の比較が厳密性を欠くということを考慮したとしても、少年院の生活指導が、現状では、専任職員というよりはむしろ、兼任職員を中心として実施されている場合が多いことを示している。また、他の指導領域と比較して、部外協力者の占める比重が大きいかも、生活指導の一つの特徴となっている。

③ 生活指導の実施場所

生活指導の場所として、どういう所がふさわしいのか、ということについては、一概には言えない。それは、生活指導の内容、方法、対象者の特性及び数等によって、ふさわしいと考えられる場所が異なってくるからである。表6は、単純に、生活指導の現状において、各少年院では、どういう種類の場所を平均何か所ぐらい使用しているのか、その実態を示したものである。

表によれば、最も多く使用されているのは、寮内集会室で、1施設平均3.7か所となっている。次いで、作業室（併用）の平均数が多いが、該当施設数が9と少ないので、実質的には、教室の2.8が寮内集会室に次いで多く利用されているといえよう。そのほか、1部の施設ではあるが、家庭寮を利用している例

も見られる。生活指導の場所について、その種類や数が現状のままでよいのかどうかを、この表から読みとることはできない。

④ 最近発出した生活指導関連の達示等

表7は、最近、各少年院において発出された生活指導に関係のある達示等の内容を示すものである。

達示等の内容は、一般に、その時々施設が当面する課題と深い関わりを持つ場合が多

いので、表7によって、少年院が最近、生活指導のどのような側面に関心を寄せているのか、そのおよその傾向が把握できるであろう。また、達示等の発出により、生活指導の方針や基準が明示されることになれば、それは、その施設の生活指導水準を向上させる一つの条件となる可能性もあろう。表によれば、最近発出された生活指導関連の達示等の内容として、最も多いのは教育課程の編成に関するものであるが、これは、短期処遇や長期処遇における改善施策への対応措置であろうか。次いで、問題類型別指導に関するものであるが、これも、この指導の効果的な在り方を求める最近の少年院処遇の動向と無関係ではあるまい。

表6 生活指導の実施場所

平成6年6月1日現在

場所の種類	1施設平均 場所数	該 施設 数	当 数
寮内集会室	3.7ヵ所		52施設
教室	2.8		51
作業室(併用)	2.9		9
家庭寮	1.0		15
その他	3.8		37

表7 最近発出した生活指導関連の達示等の内容

内 容	施設数	構成比
教育課程の編成	23施設	43.4%
問題類型別指導	20	37.7
社会適応訓練	9	17.0
進路指導	9	17.0
処遇技法	9	17.0
成績評価	9	17.0
基本的生活態度の指導	7	13.2
特修短期処遇要領	5	9.4
基本的処遇計画	4	7.5
個別的処遇計画	4	7.5
生活訓練	3	5.7
一般短期処遇要領	3	5.7
環境調整	2	3.8
医療少年院処遇要領	2	3.8
その他	38	71.7
なし	2	3.8

注1 複数回答による。

2 構成比は施設数53を母数として計算した。

表8 最近施設で実施した研修会・研究会のテーマ

テ ー マ	施設数	構成比
処遇技法	34施設	64.2%
問題類型別処遇	8	15.1
自庁の処遇問題	7	13.2
長期処遇の在り方	7	13.2
社会適応訓練	6	11.3
事例研究	5	9.4
児童の権利条約	4	7.5
非行少年の理解	3	5.7
仮退院	3	5.7
集会指導	3	5.7
進路指導	3	5.7
暴力団離脱指導	3	5.7
社会復帰準備教育	2	3.8
新入時教育	2	3.8
出院準備教育	2	3.8
成績評価	2	3.8
効果測定	2	3.8
院外委嘱教育	2	3.8
その他	17	32.1
なし	5	9.4

注1 複数回答による。

2 構成比は施設数53を母数として計算した。

⑤ 施設実施の研修会・研究会のテーマ
 施設では、職員の職務能力の向上や職務に関する意識統一を図るなどの目的で、しばしば研修会や研究会を開催する。その場合に選ばれるテーマを見れば、その施設が当面している問題が何であるかについて、およその見

当がつく。表8は、最近、施設で実施した研修会や研究会におけるテーマの一覧を示すものである。

これを見ると、処遇技法をテーマとするものが圧倒的に多く、多くの少年院が処遇技法の導入に強い関心を持っていることが分かる。

表9 処遇課程等別に見た出現頻度の高い個人別教育目標の分布

コード NO.	個人別 教育目標	処 遇 課 程									計	
		短期処遇		長 期 処 遇								
		S 2	S 3	G 1	V 1	V 2	E 1	E 2	H	P・M		
1	薬物		2	2		10					2	16
2	交通					1						1
3	不良交友	1	1			3	2					7
4	暴力団			1								1
5	暴走族		1									1
7	家族					2				1		3
8	生活習慣				1	3	3					7
9	規範意識	1	10	5	1	3	1		2			23
10	主体性		2				1					3
11	責任感		1			1						2
12	協調性		4	3		14	1	1	1	1	1	25
13	忍耐力		3			4			1	1		9
14	内省力		1	1								2
15	積極性・意欲		1		1	2						4
16	感情統制		2	2	2	5	1					12
17	自信・成就感					1	1					2
18	勤労意欲		4	6	1	13			2	1		27
19	職業観			1	1	1						3
20	自立への意欲					2				1		3
21	生活設計	1	8	1		7		1				18
22	その他		2	2	2	3	5	1	3	2		20
	①対人関係		1	2	1	1	1		2	1		9
	②学力						4	1				5
	③資格取得				1	2						3
	④自己表現力								1			1
	⑤問題解決能力		1									1
	⑥健康回復									1		1

注1 教育目標の分類は「少年院在院者データ管理システム」における教育目標の分類コードによる。コードNoも同じ。

2 その他の内訳①～⑥は教育目標の内容に応じて研究者が独自に分類したもの。

3 表中の数字は該当する個人別教育目標の出現頻度が高かった処遇課程等の数を示す。

そのほか、比較的多く見られるテーマとしては、問題類型別処遇、自庁の処遇問題、長期処遇の在り方、社会適応訓練等が挙げられる。なお、1部の施設で、児童の権利に関する条約をテーマに選んでいるのが注目される。全般的には、生活指導とかかわりの深いテーマが比較的多く取上げられている様子が見られる。

⑥ 出現頻度が高い個人別教育目標

個人別教育目標は、個別的処遇計画作成時に、個々の在院者について、非行と密接に関連する問題性、教育可能性、保護環境上の問題性等を総合的に検討し、在院中に達成させることを目標として設定するおおむね3項目程度の重点事項である。表9は、処遇課程等別に、出現頻度の高い順に1位から3位までに挙げられた教育目標を示している。

但し、1位から3位までに挙げられた目標であっても、それを合計した件数が10件未満と少ない場合は、必ずしも頻度が高いとは限らないので、それに該当する処遇課程等は、集計の対象から除外した。その結果、S₁、G₂及びOの3課程等が表から除外されている。

S₁とG₂は対象者数が少ないため、Oは、対象者の特性上、個人別教育目標が一定の事項に集中せず、多くの事項に分散したため、上位3位までの出現件数が10未満となつたのであろう。

さて、この表を見ると、出現頻度の高い個人別教育目標として、多くの事項が挙げられているが、それら事項のうち、該当する処遇課程の数が多かった教育目標は、勤労意欲、協調性、規範意識、生活設計、薬物及び感情統制の順となっている。

表10は、表9の教育目標を関連のある指導領域別に分類整理してまとめ、出現頻度が高い個人別教育目標と処遇課程の特性との関連を示したものである。

この表によれば、出現頻度の高い個人別教育目標には、生活指導関係のものが圧倒的に多いことが分かる。そして、生活指導関係の教育目標は、すべての処遇課程に、職業補導関係の教育目標は、E₁、E₂及びS₂を除く多くの処遇課程に、教科教育関係の教育目標は、教科教育の2課程に、保健・体育関係の教育目標は、医療措置課程にそれぞれ分布してい

表10 処遇課程等別に見た出現頻度の高い個人別教育目標の指導領域別分布

指導領域別 教育目標	処 遇 課 程									
	短期処遇		長 期 処 遇							計
	S 2	S 3	G 1	V 1	V 2	E 1	E 2	H	P・M	
生活指導関係の目標	3	38	17	6	59	11	2	7	5	148
職業補導関係の目標		4	7	3	16			2	1	33
教科教育関係の目標						4	1			5
保健体育関係の目標									3	3
計	3	42	24	9	75	15	3	9	9	189

注1 表9のコード番号1～17、並びに20及び21は生活指導領域に、同18及び19は職業補導領域に分類した。但し、P・Mの1は処遇課程の特殊性を考慮し、例外的に、保健体育領域に分類した。

2 表9のコード番号22(その他)の内訳については、①、④及び⑤は生活指導領域に、②は教科教育領域に③は職業補導領域に、⑥は保健体育領域にそれぞれ分類した。

3 表中の数字は該当処遇課程の数である。

る。このことから、出現頻度の高い個人別教育目標の処遇課程等別分布の観点から見る限りにおいて、少年院の個別的処遇計画は、おおむね、基本的処遇計画に沿って作成されている傾向がうかがわれる。もっとも、S₂に職業補導関係の教育目標が分布していない点は、やや意外な結果であった。

⑦ 個別的処遇計画の運用状況

個別的処遇計画はどのように運用されているのか、その状況の一端を知るため、処遇計画の修正・変更の実施状況、個人別教育目標の設定方法及び同目標達成度の評価方法の三点について調べた結果は、以下の表に示すとおりである。

表 11 は、平成 5 年 10 月 1 日から同 6 年 3 月 31 日までの 6 ヶ月間に、全国の少年院 53 庁が実施した個別的処遇計画の修正・変更の状況を示すものである。

この表によれば、全国少年院が処遇計画の修正・変更を実施しており、その平均件数は 8 件であること、そのうち生活指導に関係のある修正・変更は、50 施設で実施され、その平均件数が 4.6 件であることが分かる。また、修正・変更の理由別にみると、平均件数は少ないものの成績不良や重大なる反則行為を理由として処遇計画の修正・変更を行っている施設が比較的多く、成績良好を理由としてそれを行っている施設は、わずか 2 施設と少ない。更に、6 ヶ月間に平均 8.1 件という修正・変更の件数は、1 ヶ月あたり 1.35 回に過ぎず、施設によって実施件数の多少があるにしても、個別的処遇計画の変更・修正を行う場合の要件と照らし合わせてみた場合、

表 11 個別的処遇計画の修正変更状況

平成 5 年 10 月 1 日～6 年 3 月 31 日

修正変更の状況		平均件数	施設数
総 数		8.1件	53施設
うち生活指導関係		4.6	50
修正 ・ 変更 の理由	成績良好	5.5	2
	成績不良	2.5	19
	重大な反則行為	3.0	15
	その他	6.0	21

注 修正変更の理由については、複数回答による。

いかにも少ない感じを受ける。

表 12 は、個人別教育目標を設定する場合に、当該在院者をどのように関与させているか、その状況を示すものである。

この表によれば、あらかじめ職員が設定した目標を当人に説明し、理解させるという方法をとっている施設が 3 分の 2 近くを占め、もっとも多い。原則として職員が設定し、必要があれば当人の意見を聞くという方法をとっている施設が約 3 割弱でこれに次ぎ、目標設定に在院者を関与させている施設は 4 庁ときわめて少ない。

表 13 は、個人別教育目標の達成度を評価する場合に、当該在院者自身の評価をどの程度関与させているか、その状況を示すものである。

この表によれば、当該在院者自身の評価について、全く関与させず職員が評価している施設は過半数を占めて最も多く、それを参考にして職員が評価する施設が 4 割近くを占めてこれに次ぎ、その評価を加味して職員が評価する施設は、わずか 3 施設のみである。

表 12 個人別教育目標の設定方法

設 定 方 法	施設数	構成比
職員が設定の上、在院者に説明し、理解させる。	34施設	64.2%
原則は職員が設定、必要に応じ在院者の意見を聞く。	15	28.3
在院者と話し合いの上設定する。	4	7.5
計	53	100.0

表 13 個人別教育目標達成度の評価方法

評価方法	施設数	構成比
職員が評価する。	29施設	55.8%
在院者の自己評価を参考の上、職員が評価する。	20	38.5
在院者の自己評価を加味し、職員が評価する。	3	5.8
不明	1	1.9
計	53	100.0

表 14 生活指導担当職員の型

型	1施設平均数	該当施設
在院者の心情をよく理解できる人	16.8人	53施設
処遇関係勤務年数の長い人	11.8	53
専門的処遇技法を習得している人	5.8	47
その他	5.0	3

注 複数回答による。

⑧ 生活指導担当職員

表 14 は、各施設で現に生活指導を担当している職員について、あらかじめ設定した3つの型のどれに該当するかを回答してもらった結果を示すものである。

複数の型に該当する場合は、複数回答となっている。この表によれば、「在院者の心情をよく理解できる人」が全施設におり、しかも1施設平均17人弱と最も多い。次いで、「処遇関係勤務年数の長い人」がやはり全施設におり1施設平均12人弱と比較的多い。これらの型に対し、「専門的処遇技法を習得している人」は、多くの施設にいるが全施設ではなく、しかも1施設平均6人弱と少ない。これらのことから、少年院の生活指導は少年の心情に通じた、老練な職員によって支えられているが、専門的処遇技法を習得した職員の数は比較的少ないことが分かる。

表 15 は、生活指導担当職員のうち、在院者の個別的な問題を指導する職員を特に指名しているか、否かの状況を示すものである。

「指名している」施設は、全体の8割弱を占め、生活指導においては、在院者の個別的

表 15 個別指導担当職員指名の有無

指名	施設数	構成比
している	42施設	79.2%
していない	11	20.8
計	53	100.0

な問題の処理がかなり重視されていることを示している。「指名していない」2割強の施設が、在院者の個別的な問題について、どのように対処しているのか、が問題となろう。

⑨ 課業外の生活指導

現在、少年院では、在院者の処遇類型に対応した教育課程を編成し、この教育課程を課業として指導することが原則となっている。しかし、在院者の改善更生を図る上で特に必要がある場合に限り、課業外の時間でも、課業に準じた指導を行うことができることになっている（注1）。その課業外における生活指導を実施しているのか、否かの状況を示したのが表 16 である。

この表によれば、課業外の生活指導を実施している施設は、37施設と全体の7割近く

表 16 課業外の生活指導実施の有無

実施	施設数	構成比
している	37施設	69.8%
していない	16	30.2
計	53	100.0

を占めている。課業外の生活指導がどのように実施されているのか、その状況が問題となろう。

(3) 生活指導の実施状況

① 指導時間

少年院では、1週間の標準課業指導時数について、おおむね昼間30単位及び夜間10単位とし、週当たり、40単位時間を下回らないこと並びに1単位時間を50分とすることが定められている（注2）。そして、この標準課業指導時間は、生活指導をはじめとする各指導領域に、それぞれ必要な時間が配分される。現在、少年院では、処遇課程等の別に指導が行われているので、各指導領域に配分される指導時間は、決して一様ではなく、指導対象者の特性及び教育上の必要性に応じて異なっている。

表17は、全国の少年院における指導領域別の1週平均指導時間数を、教育過程別、昼夜間別に示したものである。

この表によれば、生活指導の1週平均指導時間数は、昼夜間の合計でみると、新入時、

中間期及び出院準備のいずれの教育過程においても、他の指導領域の指導時間数よりも多く、指導時間数の配分という視点からみれば、生活指導は、他の指導領域よりも重視されていることが分かる。特に、新入時教育における生活指導への配分時間の割合は、全指導時間の5割を越えており、その大きさが注目される。

また、生活指導に配分されている指導時間数を、昼間と夜間に分けてみると、夜間の場合、どの教育過程においても、全指導時間の6割前後を占め、生活指導を中心とする指導が実施されている状況を示している。次に、昼間の割合についてみると、生活指導時間が占める割合は、新入時教育においては、5割近くを占め、生活指導中心の指導状況を示しているが、中間期教育及び出院準備教育においては、いずれの過程においても2割5分前後と半減しており、それぞれの過程で3割3分以上の指導時間比率を占める職業補導に指導の中心が移行している。

ところで、出院準備教育は、中間期教育に比べて、指導期間が短く、出院後の進路に応じた指導に重点が置かれているので、処遇課程等別の指導の特色がある程度薄れてくるのは、やむを得ないことである。問題は、指導期間が長く、処遇課程等別に指導の特色を明確にしなければならない中間期教育の昼間において、処遇課程等別の生活指導時間配分比

表 17 教育過程別・昼夜間別にみた指導領域別週平均指導時間数

指導領域別	教育過程別昼夜間別					
	新入時教育		中間期教育		出院準備教育	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
生活指導	14.7時	6.8時	7.3時	6.5時	7.8時	6.4時
職業補導	3.9	0.3	10.4	0.7	10.0	0.6
教科教育	4.0	3.1	5.4	3.1	5.1	3.0
保健体育	5.3	0.0	3.7	0.0	3.5	0.0
特別活動	1.8	0.8	3.2	1.0	3.8	1.1
計	29.7	11.0	30.0	11.3	30.2	11.1

率がどのような状況になっているか、ということである。

表18は、中間期教育の昼間において、週間課業時間中に占める生活指導時間の比率が、処遇課程等別及び施設の性区分別にどのように分布しているか、その状況を示したものである。

生活指導時間が比較的多い比率を示している処遇課程等は、男子施設では、S₃及びG₁、女子施設では、S₃、G及びHである。S₃及びG₁（女子施設のGは、G₂を含む場合が少ないので、実質的にはG₁に等しい。）は、男子施設と女子施設の双方に共通して、生活指導時間の割合が比較的高いことを示しているが、Hは、男子施設と女子施設で異なる結果を示している。また、生活指導領域に2種類以上の重点的教育内容を指定されている処遇課程は、他の処遇課程等に比較して、生活指導を重視した教育課程の編成を期待されていると考えられるが、それに該当する課程は、

表18 中間期教育昼間における処遇課程等別生活指導時間の割合

処遇課程等	男子施設	女子施設	医療施設	
短期 処遇	S 1	21.1%	21.1%	—
	S 2	20.3	22.5	—
	S 3	35.3	36.1	—
	O	23.4	24.3	—
長期 処 遇	G 1	28.3	—	—
	G 2	23.3	—	—
	G	—	34.9	—
	V 1	11.4	—	—
	V 2	19.2	18.3	—
	E 1	13.5	—	—
	E 2	20.2	—	—
	E	—	19.3	—
	H	20.4	29.1	21.6%
	P・M	—	—	21.6

注1 生活指導時間の割合は、各指導領域の昼間課業時間の合計を母数として計算した。

2 医療2施設については参考掲示

S₃、G₁及びHを除けば、G₂とV₂である。しかし、なぜか、この両課程における生活指導時間の割合は、それほど高くない。

② 教育内容

少年院の生活指導は、在院者の個別の問題性に着目して、健全なものの方、考え方及び行動の仕方を指導するものとして、その教育内容はおおむね次のように定められている。

- ア 非行にかかわる態度及び行動面の問題性に対する指導——交通安全教育、薬物濫用防止教育、性教育等
- イ 資質上の問題性に対する指導——個別カウンセリング、内省指導等個別に行う指導及びグループカウンセリング、心理劇等集団で行う指導
- ウ 保護環境上の問題性に対する指導——家族関係及び交友関係の調整に関する指導等
- エ 情操面の指導——美的、宗教的及び道徳的な情操に関する指導
- オ 基本的な生活態度に関する指導——健全な生活習慣及び遵法的生活態度の育成等
- カ 進路指導——進路の選択及び決定に関する情報の提供、相談助言等

生活指導におけるこれらの教育内容は、処遇課程等別の対象者の特性及び教育上の必要性に応じて選択される。そして、それらの教育内容の中から、処遇課程等別に、重点をおいて指導すべき重点的教育内容とそれぞれの対象者に共通して指導すべき基礎的教育内容が指定されている（注3）。

表19は、新入時教育における生活指導の教育内容別実施状況を示したものである。

この表によれば、新入時教育における生活指導の教育内容は、「自己の問題点を理解させる指導」と「院内生活に適応させる指導」に集中しており、非行への反省と少年院生活へのオリエンテーションに重点が置かれていることが明らかである。そのため、新入時教育の生活指導においては、期間が短いことも

あって、その内容に、処遇課程等別の特色を出すことは困難である。

表 20 は、中間期教育における生活指導の教育内容別実施状況を示したものである。

この表によれば、中間期教育においては、新入時教育の場合と異なり、生活指導の教育内容は、特定の内容に集中することなく、前述した教育内容のAからカまで幅広く分散して実施されていることが分かる。資質上の問題性に対する指導が最も多く、以下、非行にかかわる態度及び行動上の問題性に対する指導、進路指導、保護環境上の問題性に対する指導、基本的な生活態度に関する指導及び情操面の指導の順となっている。

表 21 は、出院準備教育における生活指導の教育内容別実施状況を示したものである。

この表によれば、生活指導の教育内容として、出院後の生活設計に基づく進路別指導の占める割合の大きさが目立つものの、社会適応訓練、保護環境の調整に関する指導及び中間期教育の仕上げを行う指導も、それぞれ少なからぬ割合を占め、特定の教育内容への集中は見られない。出院準備教育の生活指導では、処遇課程等にかかわりなく、社会復帰が間近い対象者なら誰にとっても必要な教育内容に重点を置いて、指導を実施しているようである。

結局、新入時教育では、非行の反省や少年

表 19 新入時教育における生活指導の教育内容別実施状況

NO.	教育内容	実施数	構成比
1	院内生活に適応させる指導	163	32.3%
2	自己の問題点を理解させる指導	182	36.0
3	保護者との関係調整を行う指導	31	6.1
4	進路指導	41	8.1
5	基本的な生活態度に関する指導	53	10.5
6	情操面の指導	13	2.6
7	その他の指導	22	4.4
	計	505	100.0

注 1 教育内容は、各施設からの回答内容を分類整理したものである。

2 数字は処遇課程別に実施している教育内容の数を累計したものである。

表 20 中間期教育における生活指導の教育内容別実施状況

NO.	教育内容	実施数	構成比
1	非行にかかわる態度及び行動上の問題性に対する指導	139	19.4%
2	資質上の問題性に対する指導	161	22.4
3	保護環境上の問題性に対する指導	81	11.3
4	情操面の指導	49	6.8
5	基本的な生活態度に関する指導	79	11.0
6	進路指導	110	15.3
7	情緒を安定させる指導	10	1.4
8	社会性を育成する指導	33	4.6
9	その他の指導	56	7.8
	計	718	100.0

注 表 19 の注に同じ。

院生活への適応に重点を置き、出院準備教育では、出院後の社会適応に重点を置く指導が中心となるため、実際には、処遇課程等別の指導は、中間期教育において、実施されていることになる。

表22は、男子施設の中間期教育における生活指導の実施状況を、処遇課程等別、教育内容別に示したものである。

構成比の数字は、ある教育内容が、ある処遇課程の生活指導において、どの程度実施されているか、その比率を示すものである。ところで、各処遇課程等は、どういう教育内容を重点的に実施しているのだろうか。また、現に、重点的に実施している教育内容と各処

遇課程等に指定されている重点的教育内容との関係はどうか。重点的教育内容を定めた趣旨が徹底していれば、両者は一致することが期待される。

各処遇課程等において、構成比が高く、その順位が1位又は2位である教育内容を、重点的に実施している教育内容（以下「重点実施内容」という。）とした場合、表22において、これに該当するものは、教育内容2（資質上の問題性に対する指導）、同1（非行にかかわる態度及び行動面の問題性に対する指導）、同6（進路指導）、同5（基本的な生活態度に関する指導）及び同3（保護環境上の問題性に対する指導）の5種類である。

表21 出院準備教育における生活指導の教育内容別実施状況

NO.	教 育 内 容	実施数	構成比
1	社会適応訓練	98	18.7%
2	進路別の指導	194	37.0
3	保護環境の調整に関する指導	67	12.8
4	中間期教育の仕上げを行う指導	116	22.1
5	その他の指導	49	9.4
	計	524	100.0

注 表19の注に同じ。

表22 男子中間期教育における生活指導の実施状況処遇課程等別・教育内容別（構成比）

教育内容	処 遇 課 程 等												実数計
	短 期 処 遇				長 期 処 遇								
	S 1	S 2	S 3	O	G 1	G 2	V 1	V 2	E 1	E 2	H		
1	17.9	16.7	13.6	26.8	20.6	—	9.1	23.5	21.2	25.0	16.7	81	
2	25.6	33.3	20.3	14.6	25.0	42.9	18.2	18.8	18.2	12.5	27.8	94	
3	2.6	6.2	5.1	14.6	11.8	14.3	18.2	9.4	3.0	—	—	33	
4	12.8	12.5	8.5	7.3	4.4	—	—	1.2	6.1	—	5.5	26	
5	10.3	6.2	6.8	7.3	11.8	28.6	9.1	10.6	9.1	12.5	16.7	41	
6	10.3	6.2	30.5	4.9	14.7	14.3	27.3	17.6	18.2	25.0	11.1	66	
7	—	—	1.7	—	1.5	—	—	—	—	—	—	2	
8	2.6	4.2	3.4	7.3	7.4	—	9.1	8.2	12.1	25.0	16.7	30	
9	17.9	14.6	10.2	17.1	2.9	—	9.1	10.6	12.1	—	5.5	44	
計	100.0	99.9	100.1	99.9	100.1	100.1	100.1	99.9	100.0	100.0	100.0	417	

注 教育内容の1～9の数字は表20の1～9の教育内容を示す。

これらのうち、最も多くの処遇課程で実施されているのが教育内容2で、次いで、教育内容の1, 6, 5, 3という順になっている。教育内容の4（情操面の指導）を重点的に実施している処遇課程等は見あたらない。

処遇課程等のうち、生活指導領域の重点的な教育内容を指定されているのは、S₁, S₂, S₃, O, G₁, G₂, V₂及びH（H₁及びH₂を含む。）の8課程等である。これらに指定されている重点的教育内容は、それぞれ、S₁, S₂及びOには教育内容の1, S₃には教育内容の1及び6, G₁には教育内容の2, 3, 4及び5, G₂及びV₂には教育内容の1及び5, Hには教育内容の2, 3, 4及び5である。

重点実施内容と重点的教育内容との一致度を見るとS₁, S₂, O及びV₂では、教育内容の1が、G₁では、教育内容の2が、G₂では、教育内容の5が、Hでは、教育内容の2及び5が、S₃では、教育内容の6が、それぞれ一致している。しかし、この一致度は、期待値（重点実施内容と重点的教育内容との完全な一致度）の約5割3分に過ぎず、期待と実

状との間にズレが生じていることを示している。重点的教育内容に指定されているにもかかわらず、重点的に実施されていない教育内容や逆に指定されていないにもかかわらず、重点的に実施されている教育内容があることについては、その理由を検討する必要がある。

表23は、女子施設の間中期教育における生活指導の実施状況を、処遇課程等別、教育内容別に示したものである。

男子施設の場合と同様に、重点実施内容と重点的教育内容との関連をみることにする。

まず、表に示されている数字からみて、重点実施内容に該当する教育内容を、実施している処遇課程等が多い順に挙げると、教育内容の2, 1, 3, 6及び5で、女子の場合も男子と同様、教育内容の4は該当していない。そして、最も多くの処遇課程等で実施されている教育内容が、資質上の問題性に対する指導であり、それに次ぐ教育内容が非行にかかわる態度及び行動面の問題性に対する指導である点も、男子施設と共通している。男子の場合と異なる点は、教育内容の3（保護環境

表23 女子中間期教育における生活指導の実施状況処遇課程等別・教育内容別（構成比）

教育内容	処 遇 課 程 等									実数計
	短 期 処 遇				長 期 処 遇					
	S 1	S 2	S 3	O	G	V 2	E	H		
1	20.6	23.3	18.9	24.1	21.7	17.1	18.4	14.0	57	
2	20.6	23.3	16.2	24.1	23.9	20.0	26.3	23.3	65	
3	20.6	20.0	16.2	24.1	13.0	17.1	13.2	11.6	48	
4	5.9	6.7	5.4	3.5	10.9	11.4	5.3	11.6	23	
5	8.8	10.0	10.8	3.5	13.0	11.4	15.8	23.3	37	
6	17.6	10.0	24.3	10.3	13.0	20.0	18.4	7.0	44	
7	2.9	3.3	2.7	—	—	2.9	2.6	4.7	7	
8	—	—	—	—	2.2	—	—	2.3	2	
9	2.9	3.3	5.4	10.3	2.2	—	—	2.3	9	
計	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	100.0	100.1	292	

注 教育内容の1～9の数字は表20の1～9の教育内容を示す。

表 24 中間期教育における生活指導の教育内容別指導期間等の平均値

指導期間等	教 育 内 容								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
指導期間の平均値	18.4週	18.4	17.3	17.1	20.4	18.6	17.3	23.2	16.5
指導合計時間の平均値	73.9時	96.3	54.6	41.0	85.5	69.8	93.6	53.4	73.5
1週指導時間の平均値	4.0時	5.2	3.2	2.4	4.2	3.8	5.4	2.3	4.5

注 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

上の問題性に対する指導)の重点実施内容としての順位が5位から3位に進んでいることである。

次に、重点的教育内容の指定は、男子の場合と同じであるから、重点実施内容と重点的教育内容との一致度をみると、S₁、S₂、O及びV₂では、教育内容の1が、S₃では、教育内容の1及び6が、Gでは教育内容の2が、Hでは、教育内容の2及び5が、それぞれ一致している。しかし、女子の場合の一致度も期待値の約5割6分に過ぎず、期待と実状との間にズレが生じていることを示し、男子施設と同じ検討課題を残している。

③ 教育内容別の指導期間等

生活指導の期間や時間は、教育内容によって異なるのであろうか。この疑問に答えてくれるのが表24である。

この表は、中間期教育における生活指導の教育内容別に、指導期間及び指導合計時間を調べ、それぞれを平均値で示したものである。指導期間の平均値は、16週から23週までの間に分布しており、おおむね、17週から18週に集中している。また、指導合計時間の平均値は、41時間から96時間までの間に幅広く分布しており、教育内容によってかなりの差異があることを示している。この値が特に大きいのは、教育内容2及び7であるが、これらは、それぞれ「資質上の問題性に対する指導」及び「情緒を安定させる指導」であり、時間をかけて指導している実状がうかがわれる。1週間の平均指導時間数をみると、上記の2及び7に次いで、1、5及び6、すなわ

ち、「非行にかかわる態度及び行動上の問題性に対する指導」、「基本的生活態度に関する指導」及び「進路指導」にも比較的時間をかけている状況がうかがわれる。

④ 教育内容別の指導方法

表25は、中間期教育における生活指導の教育内容別に、指導方法の実施状況を示したものである。

実施されている指導方法の種類は多様であるが、全体としてみた場合、平均的な実施率の高い指導方法は、面接指導、講義・講話及び作文指導で、これらに次いで比較的多く利用される指導方法は、集団討議、内省指導、集会指導及び役割書簡法である。これらの方法の中には、個別的な指導方法も、集団的な指導方法も含まれている。また、いわゆる専門的処遇技法と呼ばれる方法も利用されているが、その実施率はまだ低い水準にある。

教育内容別に、実施率の高さ1位から3位までの指導方法をみると、教育内容1では、講話・講義、作文指導、集団討議、同2では、面接指導、作文指導、内省指導、同3では、面接指導、役割書簡法、個別カウンセリング、同4では、講話・講義、作文指導、集団討議、同5では、面接指導、講話・講義、集会指導、同6では、面接指導、講話・講義、集団討議、同7では、講話・講義、面接指導、(3位該当なし)、同8では、集団指導、面接指導、作文指導又は講話・講義となっており、教育内容1と4の場合を除き、いずれも指導方法の組合せが異なり、教育内容に応じて指導方法の選定が行われている状況をうかがわせる。

表 25 中間期教育における生活指導の教育内容別指導方法の実施状況

指導方法	教育内容									平均 実施率
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
個別カウンセリング	2.3%	6.1%	14.9%	4.3%	0.5%	8.1%	— %	2.3%	7.3%	5.5%
集団カウンセリング	3.8	1.1	—	1.1	—	—	—	—	0.8	1.4
作文指導	16.9	15.0	8.3	7.5	10.5	9.8	—	12.6	16.1	13.2
講話・講義	19.5	5.4	4.2	30.8	12.8	17.5	37.5	12.6	17.7	13.8
面接指導	10.9	16.8	24.5	6.4	22.4	26.0	25.0	17.2	19.4	17.6
内観法	1.6	6.1	3.7	—	3.2	—	—	1.2	5.6	3.0
内省指導	4.2	12.5	6.2	4.3	6.4	2.6	—	5.8	6.5	6.6
ロールプレイング	8.0	3.9	2.9	—	2.7	4.2	—	3.5	—	4.4
心理劇	2.9	1.4	0.8	—	2.3	1.6	—	—	0.8	1.7
役割書簡法	4.2	8.6	17.0	2.1	3.2	2.9	—	3.5	1.6	6.1
集会指導	5.1	8.6	0.4	1.1	12.8	4.2	—	18.4	5.6	6.4
集団討議	14.2	6.4	2.9	7.4	7.3	10.7	—	10.3	5.6	8.9
その他	6.4	8.2	14.1	35.1	16.0	12.3	37.5	12.6	12.9	11.5
構成比計	100.0	100.1	99.9	100.1	100.1	99.9	100.0	100.0	99.9	100.1
実数計	614	560	241	94	219	308	24	87	124	2,271

注1 複数回答による。

2 実数は各指導方法を実施している処遇課程数の累計を示す。

3 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

また、教育内容の2及び3については、個別の指導方法に重点が置かれ、その他の教育内容については、集団的な方法と個別的方法が組合せとなっている点なども、教育内容に応じた指導方法の選定が行われていることを示すもの、といえよう。

次に、ある指導方法がどの教育内容と密接に関連しているかを調べるため、指導方法別の実施率が、平均実施率をかなり上回る教育内容を挙げてみると、個別カウンセリングでは、教育内容3、集団カウンセリングでは、同1、作文指導では、同1、講話・講義では、同4及び7、面接指導では、同6、7、3及び5、内観法では、同2、内省指導では、同2、ロールプレイングでは、同1、心理劇では、同1、役割書簡法では、同3、集会指導では、同8及び5、集団討議では、同1となっており、教育内容と指導方法との間には、それが適当であるか否かは別として、実態的

には、一定のかかわりがあることを示している。

⑤ 教育内容別指導案及び教材の整備状況
表26は、中間期教育における生活指導の教育内容別に、指導案及び教材の整備状況を示したものである。

まず、指導案についてみると、どの教育内容でも一応は整備されているが、その割合は、教育内容によって異なり、教育内容1のように8割以上の処遇課程等で整備されているものもあれば、教育内容の3及び7のように、あまり整備が進んでいないものもある。その他の教育内容においても、おおむね5割ないし6割5分ぐらいの整備率となっている。

次に、教材についてみると、全般に整備率の水準は、指導案の場合よりも高く、教育内容の1については、9割6分を越え、ほとんどすべての処遇課程等で整備されていることになる。しかし、教育内容の3及び7のよう

表 26 中間期教育における生活指導の教育内容別指導案及び教材の整備状況

整備状況	教育内容								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
指導案あり	81.9%	65.8	36.3	50.0	60.8	64.2	10.0	57.6	46.4
教材あり	96.4%	69.2	45.6	76.6	64.1	73.8	40.0	75.8	58.9

注1 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

2 表中の数字は、処遇課程等の数を示す。

表 27 中間期教育における生活指導の教育内容別教材の作成者

作成者	教育内容								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
自 庁	50.9%	46.2%	50.0%	24.4%	46.8%	58.1%	25.0%	64.0%	51.4%
市販又は他庁	28.2	39.5	44.7	31.7	37.1	27.9	—	20.0	32.4
指導担当者	20.9	14.3	5.3	43.9	16.1	14.0	75.0	16.0	16.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

2 表中の数字は、処遇課程等の数を示す。

表 28 中間期教育における生活指導の教育内容別指導中心者の身分別構成比

身 分	教育内容								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
自庁職員	95.0%	93.9%	100.0%	90.7%	100.0%	99.1%	80.0%	100.0%	94.7%
教諭師・篤志面接委員	—	6.1	—	—	—	0.9	—	—	1.8
その他の部外協力者	5.0	—	—	9.3	—	—	20.0	—	3.5
人 員 計	141人	164人	73人	43人	75人	108人	5人	29人	57人

注1 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

2 指導中心者が単独でなく、自庁職員と教諭師・篤志面接委員又は自庁職員とその他の部外協力者の組合せの例を若干含んでいる。

に4割台の低い整備水準を示すものもある。その他の教育内容は、おおむね6割ないし7割5分くらいの整備率を示している。

表27は、教材の作成者について、自庁か、市販又は他庁か、指導担当者かを、教育内容別に示したものである。

全般的には、自庁作成の場合が最も多く、次いで、市販又は他庁、指導担当者の順となっているが、この3者の構成比は、教育内容によって異なり、教育内容の4及び7のように、順序が逆転し、指導担当者が作成した教材の利用比率が高い場合もある。

⑥ 教育内容別の指導中心者

表28は、中間期教育における生活指導の教育内容別に、指導中心者の身分別構成を示したものである。

指導中心者は、どの教育内容においても、ほとんど自庁職員であり、篤志面接委員、教諭師及びその他の部外協力者が指導中心者となっている場合は、例外的できわめて少ないことが分かる。人員合計が教育内容によって異なっているが、これは、その教育内容を実施している処遇課程等の数が異なっていることによるものである。

表 29 中間期教育における生活指導の教育内容別指導中心者の平均経験年数

経験年数	教育内容								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
平均勤務年数	16.2年	20.8年	16.9年	13.8年	19.0年	17.6年	21.8年	16.3年	17.9年
生活指導平均経験年数	11.8	15.1	13.5	11.2	15.0	15.1	20.3	12.1	14.1
現指導平均経験年数	7.8	9.4	7.6	7.2	11.8	7.9	13.8	6.6	9.1

注1 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

表 30 中間期教育における生活指導の教育内容別指導中心者の研修歴別構成比

研修歴	教育内容								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
矯正研修所専攻科	1.3%	4.3%	4.7%	— %	— %	7.6%	50.0%	7.7%	10.3%
同上支所 特修科	80.5	75.3	74.4	66.7	74.5	81.8	50.0	61.5	86.2
その他の研修	18.2	20.4	20.9	33.3	25.5	10.6	—	30.8	3.5
人員計	77人	93人	43人	18人	55人	66人	2人	13人	29人

注1 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

2 複数の研修歴がある者若干については、重複計上してある。

3 その他の研修には、外部機関の研修も含む。

表29は、指導中心職員の平均勤務年数、生活指導平均経験年数及び現在担任している指導の平均経験年数を示すものである。

矯正職員としての平均勤務年数は、教育内容によって異なるが、最短13.8年から最長21.8年となっている。いずれにせよ、指導中心職員は、矯正職員歴10年以上の中堅職員であることが分かる。

また、生活指導経験年数の平均は、最短が11.2年から最長20.3年までと幅はあるが、いずれにせよ、長い生活指導経験を有するベテラン職員が指導中心者となっていることが分かる。

さらに、現在担当している生活指導についての平均経験年数をみると、最短6.6年から最長13.8年までと幅はあるが、おおむね7年から9年までの経験年数を持った者が多い。この平均経験年数から考えれば、現在担当している生活指導について、かなり習熟した職員が指導中心者となっていることが分かる。

表30は、生活指導関係の研修歴がある指

導中心職員について、教育内容別に、研修歴の種類を示したものである。

矯正研修所支所の特修科研修の修了者が大部分を占め、その他の研修の修了者がこれに次ぎ、矯正研修所の専攻科研修修了者はきわめて少ない。なお、指導中心職員中に占める生活指導関連研修修了者の割合は、表28の人員計との関係でみると、約5割強と低い水準にある。

表31は、指導中心者の研究発表歴について、教育内容別に調べたものである。

教育内容7の場合を除けば、発表歴のない者の方が多い。また、発表歴のある者について、口頭発表と論文発表に分けてみると、論文発表の者は少なく、口頭発表の者が多い。発表歴がある者は、指導中心者の4割前後を占めるに過ぎない。

表32は、「指導可能なその他の職員」と「当該指導担当職員」の人員について、教育内容別に示したものである。

前者は、現在の指導中心者に故障が生じた

表 31 中間期教育における生活指導の教育内容別指導中心者の研究発表歴有無別構成比

発表歴	教育内容								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
口頭発表	30.6%	34.2%	32.7%	20.6%	16.7%	31.0%	75.0%	27.3%	16.3%
論文発表	6.3	10.3	3.6	11.8	7.6	10.7	—	9.1	7.0
なし	63.1	55.5	63.6	67.6	75.7	58.3	25.0	63.6	76.7
人員計	111人	117人	55人	34人	66人	84人	4人	22人	43人

注1 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

2 口頭と論文の双方の発表歴がある者若干については重複計上してある。

表 32 中間期教育における生活指導の教育内容別指導可能職員及び当該指導担当職員の平均人員

平均人員	教育内容								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
指導可能なその他の職員	8.0人	7.9人	7.5人	7.1人	9.1人	7.2人	6.5人	5.1人	11.5人
当該指導担当職員	8.4	9.3	8.1	8.7	10.3	8.1	11.5	8.8	7.1

注 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

場合、現行の指導水準を維持しつつ、現行指導を継続できる交替可能な職員を意味し、後者は、現行の指導に携わっている職員を意味している。この表によれば、「指導可能なその他の職員」、つまり指導中心者の予備軍は、どの教育内容についても一応の人員が確保されており、現在の指導中心者になんらかの故障が生じて、現行指導を維持、継続できる可能性があることを示している。また、現行指導を分担している職員数は、教育内容によって若干の差はあるが、おおむね7人から11人ぐらいの間にあり、8人ないし9人の場合が多いようである。

⑦ 教育内容別の指導対象者

表33は、中間期教育における生活指導の教育内容別に、対象者の範囲、選定基準及び平均人員を示したものである。

まず、対象者の範囲を、当該処遇課程等の全員、その一部及び他の処遇課程と混合という3種類に分けてみると、当該処遇課程等の一部在院者を対象とする場合はきわめて少なく、多くの場合、当該処遇課程等の全員及び

他の処遇課程等と混合の双方に二分されている。両者の構成比は、教育内容によって異なり、教育内容の1、2及び4については、他課程と混合を対象者の範囲とする場合が多く、その他は、当該処遇課程等の全員を対象者の範囲とする場合が多い。分類処遇の原則からいえば、当該処遇課程等の全員又はその一部を指導対象者の範囲とすべきであろう。他の処遇課程等との混合を対象者の範囲としている場合が少なからず認められる点については、その理由、その適否等について検討する必要がある。

次に、対象者の選定基準についてみると、教育内容によって重視される選定基準が異なっていることが分かる。教育内容の1では、入院前の問題行動歴を、同じく2では、資質面の問題性や処遇段階を、同じく3では、出院後の生活設計を、同じく4では、資質面の問題性を、同じく5では、処遇段階、入院前の問題行動歴及び資質面の問題性を、同じく6では、処遇段階を、それぞれ選定基準としている処遇課程等が多い。これらのことから、

表 33 中間期教育における生活指導の教育内容別対象者の範囲、選定基準及び平均人員

対象者	教育内容									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
範囲	当該課程の全員	41.9%	38.6%	55.6%	22.0%	57.4%	52.0%	66.7%	58.1%	62.3%
	当該課程の一部	4.8	4.5	—	2.4	8.2	4.1	11.1	6.4	7.5
	他課程と混合	53.2	56.8	44.4	75.6	34.4	43.9	22.2	35.5	30.2
囲	処遇課程数累計	124	132	63	41	61	98	9	31	53
選定基準	本件非行名	17.0%	9.2%	5.6%	5.1%	6.2%	10.3%	— %	15.2%	9.9%
	入院前の問題行動歴	25.8	19.5	12.2	7.6	21.0	12.4	33.3	24.2	15.5
	資質面の問題性	19.8	22.2	14.4	27.8	21.0	19.6	33.3	33.3	15.5
	保護環境	2.8	3.2	17.8	2.5	3.7	3.1	—	—	5.6
	出院後の生活設計	4.1	6.5	21.1	6.3	1.2	15.5	—	3.0	11.3
	少年鑑別所の処遇指針	14.7	11.4	11.1	10.1	17.3	8.2	22.2	15.2	8.5
	本人の希望	1.0	7.0	—	12.7	—	2.1	—	—	7.0
	処遇段階	13.4	21.1	17.8	20.3	24.7	26.8	11.1	9.1	19.7
	その他の基準	1.4	—	—	7.6	4.9	2.1	—	—	7.0
	処遇課程数累計	217	185	90	79	81	97	9	33	71
平均人員	14.1人	12.7人	8.4人	14.0人	13.6人	17.6人	9.5人	13.6人	14.0人	

注1 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

2 範囲及び選定基準は複数回答による。

表 34 中間期教育における生活指導の教育内容別現行指導の定着状況

定着度	教育内容								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
実施歴長く、継続可能	70.4%	80.6%	78.2%	72.7%	79.5%	54.2%	100.0%	62.5%	74.1%
実施歴は長いが継続不安	7.4	3.9	—	4.5	—	1.9	—	—	—
実施歴は短いが継続可能	22.2	15.5	21.8	20.5	20.5	42.1	—	34.4	25.9
実施歴短く、継続不安	—	—	—	2.3	—	1.8	—	3.1	—
処遇課程実数	135	155	78	44	78	107	10	32	54

注 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

対象者の特性及び教育上の必要性に応じて、適切な教育内容を実施しようとする各処遇課程等の姿勢を読みとることができる。

さらに、教育内容別の平均対象人員をみると、最少は8.4人、最多は17.6人の教育内容もあるが、12人から14人までの範囲にある教育内容が多く、指導の平均対象人員としては、少なからず、多からずの適正規模の範囲といえるように思われる。

⑧ 現行指導の定着状況

表34は、中間期教育における生活指導の

教育内容別に、現在実施されている指導内容の定着状況を示したものである。

この表によれば、これまで長期にわたって実施されてきている指導が多く、今後も継続可能である指導が多い。この状況からみれば、現行の指導は、おおむね定着していると考えられているようである。

⑨ 指導効果判定の実施状況

表35は、現行指導の効果測定について、その実施率を示したものである。

この表によれば、教育内容7の「情緒を安

表 35 中間期教育における生活指導の教育内容別効果判定の実施率

効果判定	教 育 内 容									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
実施率	88.8%	83.3%	81.0%	73.3%	74.2%	79.7%	22.2%	86.4%	89.1%	81.6%

注 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

表 36 中間期教育における生活指導の教育内容別効果判定の指標

判定の指標	教 育 内 容									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
指導前・後の変化	27.3%	27.9%	52.6%	33.3%	41.7%	38.8%	50.0%	31.8%	20.5%	33.4%
指導目標の達成度	25.4	21.3	8.8	14.8	18.7	8.7	—	18.2	22.7	18.2
前記2指標の併用	47.3	50.8	38.6	37.0	39.6	52.5	50.0	50.0	50.0	47.0
その他	—	—	—	14.8	—	—	—	—	6.8	1.4
計	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

表 37 中間期教育における生活指導の教育内容別効果判定実施の結果

判定結果	教 育 内 容								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
良好	76.6%	71.0%	69.3%	76.4%	76.0%	71.4%	85.0%	77.0%	79.0%
無変化	19.7	22.3	25.6	17.5	19.0	21.9	15.0	19.5	19.6
不良	3.7	6.6	5.1	6.1	5.0	6.7	—	3.5	1.4

注 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

定させる指導」を除いては、どの教育内容についても、7割から9割近い処遇課程等で効果判定を実施している状況が分かる。効果判定がどのように行われているのか、効果判定を実施している理由は何か、教育内容の7だけ実施率が極端に低い理由は何かなど、今後検討する必要がある。

表36は、前記効果判定に用いられる指標を示したものである。

この表によれば、教育内容によって若干の差はあるが、おおむね「指導前後の変化」と「指導目標の達成度」の両指標を併用している場合が最も多く、次いで、「指導前後の変化」、「指導目標の達成度」の順となっている。

表37は、前記効果判定の実施結果を、

「良好」、「無変化」及び「不良」の3群に分け、その教育内容別分布を示したものである。

この表によれば、どの教育内容についても、「良好」の判定が7割以上を占め、「無変化」の判定は、1割5分ないし2割5分の範囲にあり、「不良」の判定はきわめて少ない。この結果は、多くの少年院が、生活指導を効果的に実施していると考えていることを示すものといえよう。

表38は、前記効果判定の資料として、何がどの程度利用されているか、を示したものである。

教育内容によって若干の差異はあるが、おおむね面接結果と行動観察結果が効果判定の資料として多く利用されている状況がうかが

表 38 中間期教育における生活指導の教育内容別効果判定に用いる資料とその利用状況

判定資料	教育内容									計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
面接結果	20.3%	27.8%	29.7%	14.7%	27.1%	30.0%	22.2%	20.7%	23.1%	25.9%
行動観察結果	18.6	25.3	23.8	20.0	28.8	22.5	22.2	26.8	26.4	23.5
課題達成度	12.9	10.0	6.9	9.3	12.9	12.5	11.1	7.3	10.7	10.8
評定法による結果	2.7	1.2	—	—	—	1.7	—	4.9	0.8	1.4
対象者の自己評価	14.5	12.0	18.8	22.7	7.1	13.3	22.2	13.4	8.3	13.4
日誌	12.6	16.3	17.8	22.7	20.6	12.5	22.2	13.4	16.5	15.8
テスト結果	1.7	2.2	—	—	—	1.7	—	7.3	3.3	1.7
アンケート結果	11.0	2.2	1.0	5.3	3.5	4.6	—	4.9	2.5	4.8
その他	3.0	3.0	2.0	5.3	—	1.2	—	1.2	8.3	2.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9	99.9	100.0

注 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

える。そのほか、対象者の自己評価、日誌及び課題達成度も比較的多く利用されている。評定法による結果、テスト結果、アンケート結果等も判定資料として用いられているが、あまり多くは利用されていない。

表39は、前記効果判定の結果をどのように利用しているかについて、示したものである。

この表によれば、最も多く利用されているのは、成績評価の資料としてである。次いで、個別的処遇計画の修正資料や職務研究資料としても利用されており、指導効果の判定結果がさまざまに活用されている状況をうかがうことができる。

(4) 生活指導に対する施設の見解等

① 生活指導実施上の問題点

以下は、自庁において、生活指導の効果的

な実施を困難にしている種々の問題点について、各少年院の見解を求めたところ、得られた回答結果である。

表40は、指導者に関する問題点を示したものである。

人員不足を挙げる施設が5割弱、指導力不足を挙げる施設が6割弱となっており、指導者に関する問題点としては、人員不足という量的側面と指導力不足という質的側面の両方に問題があることを示している。

表41は、指導の対象者に関する問題点を示したものである。

「複雑かつ困難な問題を持つ対象者が多い」ことを挙げる施設が過半数を占めている。次いで、「適正規模の集団編成ができない」ことを挙げる施設が3割強を占めているが、これは、収容人員が少なく、効果的な集団指導

表 39 中間期教育における生活指導の教育内容別効果判定結果の利用方法

結果の利用法	教育内容								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
成績評価資料	48.5%	56.7%	47.4%	47.1%	58.6%	49.3%	50.0%	52.4%	57.1%
処遇計画修正資料	29.0	35.0	34.2	27.4	25.3	35.1	50.0	38.1	27.3
職務研究資料	22.5	8.3	18.4	23.5	13.8	15.5	—	9.5	15.6
その他の資料	—	—	—	2.0	2.3	—	—	—	—
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0

注 教育内容の1～9は、表20の1～9の教育内容と同じ。

表 40 生活指導実施上指導者に関する問題点

問題点	施設数	構成比
指導者の不足	26施設	49.1%
指導者の指導力不足	31	58.5
その他	8	15.1
なし	7	13.2

注 1 複数回答による。

2 構成比は施設数 53 を母数として計算

表 41 生活指導実施上対象者に関する問題点

問題点	施設数	構成比
処遇課程に不適合な対象者の存在	11施設	20.8%
適正規模の集団編成ができない。	17	32.1
複雑かつ困難な問題を持つ対象者が多い。	30	56.6
その他	5	9.4
なし	9	17.0

注 表 40 の注に同じ。

表 42 生活指導実施上指導内容に関する問題点

問題点	施設数	構成比
適切な指導内容の選定が困難	17施設	32.1%
その他	7	13.2
なし	30	56.6

注 表 40 の注に同じ。

を行う上で必要な適正規模の集団編成を維持できない問題を指摘したものと思われる。さらに、「処遇課程に不適合な対象者の存在」を挙げる施設が 2 割強を占めているが、これは、効果的な分類処遇の推進を妨げる重大な問題と考えられる。

表 42 は、指導内容に関する問題点を示したものである。

問題なしと回答した施設が過半数を占めており、指導内容に関する問題点は少ないようであるが、「適切な指導内容の選定が困難」

とする施設が 3 割強を占めている。これは、対象者の特性及び教育上の必要性に対応する効果的な指導内容は何か、という命題に答えられる生活指導の在り方が未だ必ずしも確立しているとはいえない現状における悩みの 1 つといえよう。

表 43 は、指導方法に関する問題点を示したものである。

「職員が習熟している方法の種類が少ない」ことを挙げている施設が最も多く、全施設の 3 分の 2 を占めている。これは、職員の職務能力にかかわる問題点として、重要な指摘といえよう。複雑かつ困難な問題を持つ対象少年が多い現状では、それらの問題の解決に必要な多様な指導方法に習熟することを職員に期待しているのであろう。「適切な指導方法の選定が困難」とする施設も 4 分の 1 近くを占めているが、これも指導内容の場合と同様に、生活指導の在り方が未確立である現状から生じる問題点と考えられる。

表 44 は、生活指導時間に関する問題点を示したものである。

「他の指導領域との均衡上、十分な指導時間を確保できない」ことを挙げている施設は、6 割近くを占めて最も多い。次いで、「指導すべき事項が多く、それぞれの指導に必要な指導時間を確保できない」ことを挙げている施設は、4 割近くを占めている。いずれにしても、生活指導時間が不十分である、という指摘である。

表 45 は、生活指導効果の判定に関する問題点を示したものである。ここでは、「信頼できる判定方法が不備」であることを問題点とする施設が圧倒的に多く、8 割を越えている。信頼できる効果判定の方法を整備することは、各施設共通の課題ともいえる。

表 46 は、生活指導の場所、教材、設備等の指導条件に関する問題点を示したものである。

「指導上必要な条件が不十分」であるとす

表 43 生活指導実施上指導方法に関する問題点

問 題 点	施設数	構成比
適切な指導方法の選定が困難	13施設	24.5%
職員が習熟している方法の種類が少ない。	35	66.0
その他	2	3.8
なし	9	17.0

注 表 40 の注に同じ。

表 44 生活指導実施上指導時間に関する問題点

問 題 点	施設数	構成比
他の指導領域との均衡上指導時間を確保できない。	31施設	58.5%
指導すべき事項が多くそれぞれの指導に必要な指導時間を確保できない。	21	39.6
その他	4	7.5
なし	10	18.9

注 表 40 の注に同じ。

表 45 生活指導実施上指導効果の判定に関する問題点

問 題 点	施設数	構成比
信頼できる判定方法が不備	43施設	81.1%
その他	2	3.8
なし	9	17.0

注 表 40 の注に同じ。

表 46 生活指導実施上指導条件（場所，教材，施設等）に関する問題点

問 題 点	施設数	構成比
指導上必要な条件が不十分	27施設	50.9%
その他	3	5.7
なし	26	49.1

注 表 40 の注に同じ。

る施設が5割強、問題点が「なし」とする施設が5割弱となっている。指導上必要な条件の内容が具体的に何であるのか、検討してみる必要はあるが、指導内容や指導方法によっては、指導条件を整備することが指導水準を高める上で重要な意味を持つこともある。

以上に挙げた問題点以外に、「その他」の問題点を挙げた施設は、ほとんどなく、9割以上の施設は、「なし」と回答している。

表 47 は、以上に挙げられた種々の問題点への施設の対応状況を、「対策実施中」、「対策検討中」及び「対策未着手」の3段階に分けて示したものである。

この表によれば、指導者に関する問題点を挙げた施設の6割以上が既に対策を実施しており、対策検討中の施設も加えれば、9割以

上の施設が対策に着手していることとなる。指導者以外の問題点についても、対策実施中の施設こそ半数以下であるが、対策検討中の施設を合計すれば、対策に着手している施設は、ほとんどの問題点について8割を越えており、各施設の問題点への積極的な対応姿勢がうかがわれる。ただし、例外的に、指導効果の判定に関する問題点については、対策実施中の施設が1割強と少なく、対策検討中の庁と合計しても6割弱と、他の問題点に比して、対策未着手の施設の割合が大きい。これは、この問題の難しさを示すものとも考えられる。

② 自庁の生活指導についての評価

表 48 は、自庁で実施している生活指導についての各少年院の評価を、「当面改善すべ

表 47 生活指導の効果的な実施を困難にしている問題点とその問題点への対応の状況

問 題 点	問 題 点 へ の 対 応						施設数 計
	対 策 実 施 中		対 策 検 討 中		対 策 未 着 手		
	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	
指導者に関する問題点	28施設	62.2%	14施設	31.1%	3施設	6.7%	45施設
対象者 //	15	34.1	22	50.0	7	15.9	44
指導内容 //	6	25.0	16	66.7	2	8.3	24
指導方法 //	17	38.6	21	47.7	6	13.6	44
指導時間 //	14	32.6	24	55.8	4	9.3	42
指導効果の判定 //	5	11.6	19	44.2	19	44.2	43
指導条件 //	11	42.3	10	38.5	5	19.2	26
その他 //	1	33.3	2	66.7	—	—	3

表 48 自庁の生活指導についての各施設の評価

評 価	施設数	構成比
当面改善すべき問題点なし。	4施設	7.5%
改善すべき問題点が若干ある。	46	86.8
改善すべき問題点が多い。	3	5.7
計	53	100.0

き問題点なし」, 「改善すべき問題点が若干ある」及び「改善すべき問題点が多い」の3段階に区分して示したものである。

この表によれば, 「改善すべき問題点が若干ある」という施設がほとんどで, 「当面改善すべき問題点なし」及び「改善すべき問題点が多い」とする施設は, きわめて少ない。

表 49 は, 前記評価に関連する改善すべき問題点の内容を示したものである。

最も多かったのは, 「職員の指導力」に関するもので, 3分の1以上の施設が挙げている。次いで, 「処遇効果の検証」に関するものが, 2割近くの施設から挙げられ, 以下, 「処遇技法の習熟」, 「指導内容・方法の充実」, 「指導案, 指導要領の整備」, 「個別処遇の充実」, その他数多くの改善すべき問題点が指摘されている。

③ 生活指導に関する各少年院の意見等

表 50 は, 生活指導に関する各少年院の意見, 感想, 希望等をまとめたものである。

表 49 自庁の生活指導に対する評価の結果改善を要する点

改 善 す べ き 点	施設数	構成比
職員の指導力	19施設	35.8%
処遇効果の検証	10	18.9
処遇技法の習熟	8	15.1
指導内容・方法の充実	7	13.2
指導案・指導要領の整備	5	9.4
個別処遇の充実	5	9.4
配置職員の確保	3	5.7
問題類型別処遇の充実	3	5.7
進路指導の充実	2	3.8
指導場所の整備	2	3.8
処遇技法の整備	2	3.8
指導評価の意識統一	2	3.8
その他	9	17.0
なし	4	7.5

注1 複数回答による。

2 構成比は施設数53を母数として計算した。

各庁から寄せられた回答内容は多様であるが, 大別すれば, 提言, 問題点の指摘及び希望に区分することができる。それぞれについて, 主な内容をいくつか挙げてみると, 次のとおりである。

まず, 提言については, 最も多かった「生活指導を重視すべきである」は当然のこととして, 「職員の生活指導能力を向上させるこ

表 50 生活指導に関する施設の意見、感想、希望等一覧

区分	NO.	施設の意見、感想、希望等	回答施設
提 言	1	生活指導を矯正教育の根幹として重視すべきである。	8庁
	2	職員の生活指導能力を向上させることが必要	7
	3	教育課程における生活指導の明確な位置付けが必要	5
	4	生活指導と職業教育とを関連づけ、両立させることが必要	5
	5	個別処遇の強化充実が必要	4
	6	生活指導の内容・方法の充実を検討することが必要	2
	7	暴力団離脱指導には保護機関等との連携が必要	2
	8	標準的な指導手引書の作成が必要	1
	9	相談助言等の専任職員を養成することが必要	1
	10	進路指導の整備が必要	1
	11	男子施設にカウンセリング担当の女子職員が必要	1
	12	G1施設では、生活指導の比重を高めることが必要	1
	13	心理的処遇技法を導入することが必要	1
	14	少年の問題に対応する指導方法の検索システムが必要	1
	15	処遇技法を導入する場合、そのねらいを明確にすべきである。	1
	16	再入率以外の効果測定法を考案すべきである。	1
問 題 点 の 指 摘	17	M級施設では治療が優先するので、個別指導中心となりがち。	2
	18	M級少年に対する生活指導の効果判定等は難しい。	2
	19	職業補導時間との均衡上、生活指導時間の確保が困難	2
	20	日課時間内に個別指導時間を確保することは困難	1
	21	処遇技法の効果判定は困難	1
	22	生活指導に関する普遍的な評価方法がない。	1
希 望	23	生活指導の専門家を外務講師として派遣願いたい。	1
	24	生活指導に関する施設間相互の情報交流を望む。	1
	25	指導場所が不足している。生活指導専用の教室が欲しい。	1
	26	開放処遇にふさわしい環境整備を望む。	1
	27	その他	7

注1 複数回答による。

2 回答庁は35庁

とが必要」、「教育課程における生活指導の明確な位置付けが必要」、「生活指導と職業教育とを関連づけ、両立させることが必要」及び「個別処遇の強化充実が必要」については、それぞれ4庁以上の施設から提言されており、生活指導の現状を踏まえた意見として注目される。その他の多様な提言についても、生活指導の在り方を考える上で傾聴すべき意見が多い。

次に、問題点の指摘については、提言庁の

数こそ少ないものの、医療施設や職業訓練施設における生活指導の問題、日課時間内における個別指導時間の確保の問題、効果判定又は評価方法に関する問題等、重要な指摘がなされている。

最後に、希望については、やはり提言庁の数こそ少ないが、部外の生活指導専門家の派遣、施設相互間の生活指導に関する情報交流、生活指導専用教室及び開放処遇にふさわしい環境整備についての希望が述べられており、

生活指導の向上を図る上で、参考になる。

4 調査結果の考察

ここでは、調査結果に基づき、生活指導の現状における問題点について考察し、各処遇課程等における生活指導の在り方を検討するための資料としたい。

(1) 処遇課程等の現状における問題点

少年院の処遇課程等は、細分類型まで含めると16種類あり、現在、少年院1庁当たりの平均設置数をみると、男子施設では2.6、女子施設では7.3となっている。女子施設の場合、分類処遇をその理念どおりに実施することは、寮舎数、教官数、職員配置数等の諸条件を考えれば、大変困難なことであろう。女子施設の教科教育課程や特殊教育課程における処遇単位が、E又はHにまとめられ、細分類型となっていない場合が認められるのは、こうした現実の諸条件に制約されての止むを得ない措置と考えられる。

また、指導対象者数が処遇課程等の種類によって著しく異なり、各課程等別の平均対象者数は、 V_1 及び V_2 のように40人以上もいる課程もあれば、 S_1 、 S_2 及び G_2 のように3人以下の課程もある。対象者数が多い場合には、対象者を分けて適正な集団編成をすることも可能であろうが、対象者数が極端に少ない場合には、適正な集団編成が困難であり、集団指導による効果を期待しにくいだけでなく、職員配置や指導場所等の点でも、非効率な指導をせざるを得ないという問題が生じてくる。

(2) 生活指導担当職員に関する問題点

生活指導専任の職員を配置していない施設が3割強もあり、配置している施設の平均配置人員は2.9人と職業補導の場合の7.5人と比較するとかなり少ない。専任職員は少ないが、他の指導領域との兼任職員は1施設平均6.8人と、専任職員の2倍以上もあり、職業補導の6.7人とほぼ等しい。この状況は、少

年院の生活指導が兼任職員に依存して行われている実情を示すものといえよう。専任職員の不足を兼任職員によってカバーしている指導の状況は、生活指導を効果的に行う上で、検討を要する問題であろう。

また、生活指導担当職員の型として、少年の心情に通じた経験豊かな職員は多いものの、生活指導に関する専門的処遇技法に習熟した職員は少ないことが分かった。専門的処遇技法の問題は、職員の研修会・研究会のテーマとして、全体の3分の2近くの少年院が共通して選択しており、複雑かつ困難な問題を抱えた在院者が多い現状において、彼らの問題解決に有効な処遇技法を職員に習熟してもらう必要があるという認識は、各施設に共通するものと考えられる。効果的な生活指導を実施していく上で必要な処遇技法を、いかにして職員に習熟させ、導入していくか、ということは、生活指導の在り方とも関連させて検討すべき問題といえよう。

(3) 個別的処遇計画運用上の問題点

個別的処遇計画は、成績評価を行ったときや在院者に処遇の変更を考慮すべき変化が生じたとき、修正又は変更することになっている。このような個別的処遇計画の弾力的な運用は、在院者の教育上の必要性に応じた適切な処遇を絶えず維持していく上で、必要な措置である。

ところで、調査結果によると、全国少年院における個別的処遇計画の修正又は変更の件数は、1庁当たり1カ月に平均1.35回、そのうち生活指導関係の件数は、0.76回であった。この数字は平均値であって、中には0回の施設もあれば、10回以上の施設も含まれている。生活指導関係の件数についても、0回から8.2回までの間に分布している。問題は、これらの数字が、指導現場における個別的処遇計画の修正又は変更を必要とするケースの出現率の実態を反映しているものかどうか、ということである。この実態を反映して

いるものであれば、数字の大小にかかわらずなく、個別的処遇計画の修正又は変更は適切に運用されていることになる。もし、実態を反映していないものであれば、不適切な運用ということになる。また、修正又は変更の件数には施設差が見られるが、この施設差が、実態を反映したものであれば問題ないが、そうでない場合には、なぜ、そのような施設差が生じるのか、検討する必要がある。いずれにしても、実態はどうか、という視点からの検討が課題である。

(4) 生活指導時間に関する問題点

指導領域別の週平均指導時間をみると、新入時教育、中間期教育及び出院準備教育のいずれにおいても、生活指導への配分時間は、他の指導領域への配分時間よりも多かった。しかし、昼間の指導時間に限ると、中間期教育及び出院準備教育においては、生活指導への配分時間は、職業補導への配分時間よりも少なくなっている。これは、生活指導の場合、表17にも示されているように、夜間指導時間の占めるウエイトが、他の指導領域の場合と比較して大きいからである。昼間と夜間における生活指導が等質的なものであれば問題はないが、そうでない場合には、昼間指導時間と夜間指導時間を単純に合計することは無意味で、それぞれの配分時間の在り方を検討してみる必要があろう。しかし、問題は、単に、生活指導への配分時間の大小とか、他の指導領域との比較にあるのではなく、対象者の特性及び教育上の必要に応じて、生活指導時間が適正に配分されているか否か、ということにある。

この視点から、中間期教育の昼間における生活指導時間の配分状況をみると、表18が示すとおり、配分比率の高い処遇課程は、男子施設では進路指導課程及び生活訓練課程(G₁)、女子施設では進路指導課程、生活訓練課程及び特殊教育課程で、いずれも、その対象者の特性及び教育上の必要性から生活指

導に重点をおく必要のある処遇課程である。しかし、生活指導に重点を置く必要のある処遇課程でありながら、男子施設の生活訓練課程(G₂)及び特殊教育課程では、同様な結果が出ていない。その理由はなぜか、検討すべき問題である。

なお、ここでは生活指導間の配分比率の高低を問題にしているが、処遇課程等別に配分比率の適正値を判定できる基準があるわけではなく、それは、あくまでも、生活指導に重点を置く処遇課程等における生活指導時間の配分比率は、そうでない処遇課程等のそれよりも高くなければ不合理である、という前提に立つ比較的な目安である。

表51は、中間期教育の昼間における指導時間比率が首位を占める指導領域とその比率を、処遇課程等別に示したものである。

これによれば、ほとんどの処遇課程等においては、その課程と密接な関係を持つ指導領域が首位を占め、処遇課程等別の特色を示しているが、生活訓練課程及び特殊教育課程については、生活時間に重点を置くべき課程とみなされるにもかかわらず、首位を占めている指導領域は、生活指導ではなく、職業補導となっている。指導時間の配分比率にみられるこのような実態に問題はないのかどうか、検討する必要がある。また、特修短期処遇で首位を占めているのは職業補導であるが、この処遇対象者に必要な指導領域を特定することは困難であるから、この実態に問題があるか否かについての論及は控えておく。

生活指導時間について、ここでは説明の便宜上、平均値を用いているが、実際の時間数は、同一の処遇課程であっても、施設によってかなりの差がある。一例を挙げれば、中間期教育の昼間における生活指導時間の配分比率を、男子施設の生活訓練課程(G₁)でみると、平均値では28.3パーセントとなるが、その最小値は、11.4パーセント、最大値は48.6パーセントとなっており、施設間の差

異が著しく大きいことが分かる。このように、同一の生活訓練課程でありながら、生活指導時間の配分比率が、施設によって大きく異なるのはなぜか、施設間の差異にどう対処すればよいのか、検討すべき課題といえよう。

(5) 教育内容に関する問題点

少年院教育は、処遇課程等別に行うこととされているが、新入時教育では自己の問題点の理解や少年院生活への適応に、出院準備教育では出院後の社会生活への適応に重点を置く指導が行われるため、実際に処遇課程等別の指導が行われるのは中間期教育であることは、既に述べたとおりである。

ところで、調査結果によると、中間期教育の生活指導において、各処遇課程等が重点的に実施している教育内容（重点実施内容）と処遇課程等別に参考とすべき標準として示されている重点的教育内容とは、必ずしも一致しておらず、その一致率は、男子施設で約5割3分、女子施設で約5割6分と低いことが分かった。重点実施内容と重点的教育内容との間に認められるこのズレについては、参考とすべき標準として示された重点的教育内容

の趣旨が徹底していないことに起因する現象とも、処遇課程等別に指定されている重点的教育内容が、処遇課程等別在院者の実態に適合しなくなっていることに起因する現象とも、解釈することができる。しかし、いずれにせよ、事態の改善を図るため、検討を要する問題である。

表52は、男子施設について、表53は、女子施設について、それぞれ、中間期教育における生活指導の平均指導時間数を、処遇課程等別、教育内容別に示したもので、各処遇課程等がどの教育内容に時間をかけて指導しているか、ということが分かる。進路指導課程（S₃）、生活訓練課程（G₁及びG₂）及び特殊教育課程の場合をみると、男子施設の場合、S₃では教育内容6の進路指導、G₁では同2の非行にかかわる態度及び行動面の問題性に対する指導、G₂では同5の基本的な生活態度に関する指導、Hでは同2の資質上の問題性に対する指導に、女子施設の場合、S₃及びGでは教育内容2の資質上の問題性に対する指導に、Hでは同5の基本的な生活態度に関する指導に、それぞれ最も時間をかけて指導し

表51 中間期教育屋間の各処遇課程等における指導領域別指導時間比率が首位の領域とその比率

処遇 課程等	男子施設		女子施設	
	首位の割合	首位の領域	首位の割合	首位の領域
S 1	52.2%	教科教育	54.6%	教科教育
S 2	46.6	職業補導	49.7	職業補導
S 3	35.3	生活指導	36.1	生活指導
O	43.6	職業補導	41.5	職業補導
G 1	44.6	〃	—	—
G 2	40.6	〃	—	—
G	—	—	36.1	職業補導
V 1	75.3	職業補導	—	—
V 2	55.0	〃	54.8	職業補導
E 1	54.2	教科教育	—	—
E 2	57.8	〃	—	—
E	—	—	54.4	教科教育
H	37.9	職業補導	37.9	職業補導

ていることが分かる。そして、同一処遇課程等であっても男子施設と女子施設とでは、重点を置く教育内容が必ずしも同一でないことを示している。そのほか、教育内容2の資質上の問題性に対する指導を重点的教育内容として指定されているのは、G₁及びHの両課程であるが、それ以外の処遇課程等でも、この教育内容を重視している状況が読みとれる。これらのことから、同一処遇課程等でありながら、その重点実施内容が男子施設と女子施設では必ずしも一致しない問題並びに重点的教育内容として指定されていないにもかかわらず、資質上の問題性に対する指導を重点的に実施している処遇課程等が多い問題が浮かび上がってくる。これらについても、教育内容に関する問題点として、それらの現象が生じる理由やそれらの現象への対応策を検討する必要がある。

(6) 指導方法に関する問題点

中間期教育における生活指導の方法の実施状況をみたところ、利用されている指導方法の種類は多様であるが、専門的処遇技法といわれる指導方法の種類は少なく、利用されている集団カウンセリング、心理劇、ロールプレイング及び内観法の実施率は低いことが

分かった。実施率の上位を占めている指導方法は、面接指導、講話・講義及び作文指導であった。

教育内容別に、実施率が上位3位までを占める指導方法の組合わせをみると、組合わせは一部を除きそれぞれ異なっていたが、いずれの教育内容においても、必ず、面接指導、講話・講義及び作文指導のいずれか1つ又は2つを含む組合わせとなっていた。教育内容2は、資質上の問題性に対する指導であり、対象者の抱える問題の複雑性、困難性を考えると、この教育内容においてこそ、専門的処遇技法の実施が必要と考えられるのであるが、実態は、面接指導、作文指導及び内省指導が中心であった。

最近、複雑かつ困難な問題を抱える在院者が増加し、その問題解決に必要な専門的処遇技法を導入する必要性が指摘されるようになり、処遇技法に関する職員研修の実施、参考書や手引書の作成等、種々の対応がなされている（注4）。しかし、指導の現状においては、矯正処遇の方法として専門的処遇技法を導入し、活用するという課題は、未だ達成されていないことが分かる。

在院者の問題を解決する上で効果的な多様

表 52 中間期教育における生活指導の教育内容別、処遇課程等別平均指導時間数（男子施設）

処遇課程等		教 育 内 容								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
短期 処 遇	S 1	43.3	60.8	62.0	22.0	30.5	42.0	—	42.0	74.2
	S 2	41.6	63.0	39.3	29.8	20.7	1.0	—	42.0	41.7
	S 3	51.9	59.0	56.0	27.7	30.5	71.5	200.0	42.0	67.3
	O	23.3	29.7	50.7	16.7	14.3	17.0	—	21.7	16.0
	G 1	151.0	129.3	60.9	45.3	70.0	86.3	48.0	78.6	31.5
長 期 処 遇	G 2	—	52.0	32.0	—	58.0	32.0	—	—	—
	V 1	32.0	66.0	84.0	—	136.0	94.7	—	32.0	30.0
	V 2	102.5	113.3	36.5	52.0	179.2	95.5	—	57.4	125.1
	E 1	48.3	124.0	22.0	61.5	85.3	98.8	—	45.8	112.0
	E 2	200.0	30.0	—	—	200.0	79.0	—	45.0	—
	H	55.0	99.7	—	96.0	49.0	66.0	—	40.5	136.0

表 53 中間期教育における生活指導の教育内容別、処遇課程等別平均指導時間数（女子施設）

処遇課程等		教 育 内 容								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
短期 処遇	S 1	43.8	66.1	35.0	6.0	23.0	35.2	—	—	32.0
	S 2	38.2	56.7	31.6	6.0	23.0	12.0	—	—	32.0
	S 3	69.3	126.0	68.8	5.5	20.7	48.3	—	—	32.0
	O	26.0	32.6	18.5	2.0	8.0	30.0	—	—	57.0
長期 処遇	G	86.5	175.7	83.5	106.0	116.8	81.3	—	70.0	56.0
	V 2	79.2	119.3	63.4	86.3	35.3	54.1	—	—	—
	E	79.4	136.7	84.8	29.0	88.3	65.4	—	—	—
	H	91.7	130.0	92.0	31.2	152.6	148.3	60.0	39.0	384.0

な指導方法の導入整備，必要に応じてそれらの指導方法を適切に活用できる指導体制の整備，指導方法の有効性についての検証等，指導方法に関する問題点は，数多く残されている。

(7) 指導案及び教材に関する問題点

適切に作成された指導案は，指導を計画的かつ体系的に行うことを可能にする。特に，兼任職員が中心となる指導においては，指導の一貫性を保つ上でも，一定の指導案に基づく指導を行うことが望ましい。調査結果によれば，指導案の整備率は，教育内容によって異なるが，おおむね5割ないし6割5分程度であった。教育内容によって整備の難易度や必要度は異なるであろうが，計画的，体系的な生活指導を実施するため，指導案の整備率を更に高めていくことも，今後の検討課題の一つといえよう。

教材の整備率は，指導案の整備率よりも全般的に高く，おおむね6割ないし7割5分程度であって，教材の使用は，指導内容を一定にするので，指導者が交替しても，指導内容が異なることなく，指導の一貫性を保つことができる。従って，生活指導の水準を更に向上させるため，適切な教材の整備率を高めることとともに，重要なことは，対象者の特性や教育上の必要性に応じた適切な内容を持つ指導案や教材を整備し，その標準化を図るこ

とであろう。現在利用されている指導案や教材の内容が適切なものであるか否か，そうした質的観点からの検討も課題となる。

(8) 生活指導の中心職員に関する問題点

中間期教育における生活指導の中心となっている職員には，勤務経験及び生活指導経験が比較的長い中堅職員が多く，しかもその大部分は生活指導に関する何らかの研修歴を持っているなど，かなり配慮された人選が行われていることが分かる。

しかし，研究発表歴についてみると，彼らの過半数に発表歴がなかった。生活指導は，少年院教育の中でも重視されると同時に最も困難視されている指導領域であり，その指導水準を向上させるためには，指導の中心となる職員に過去の経験や習得した知識・技術に頼るだけでなく，これらを基礎として，新たに必要となる知識・技術を探求し，それらを自らの職務に導入しつつ業務の改善を図るという積極的かつ研究的な姿勢が必要である。その意味で，生活指導の中心となっている職員については，いかにして職務研究の姿勢を育てていくか，ということが検討課題となる。

(9) 指導対象者に関する問題点

指導対象者に関して問題となる点は，その範囲において，他の処遇課程等と混合編成の場合があり，しかもその割合は教育内容によって異なっているが，かなり高い場合もある

ということである。分類処遇の原則からいえば、一般的には処遇類型の異なる対象者を混合編成して指導することは、好ましいことではない。しかし、実際には、指導対象者を混合編成しても、分類処遇の原則から逸脱していない場合もあろうし、多少は逸脱するとしても止むを得ない事情があって混合編成せざるを得ない場合もあろう。したがって、混合編成の理由、混合編成によるメリット、デメリットなどについて、検討する必要がある。

(10) 生活指導の効果判定に関する問題点

生活指導の効果判定を実施している施設は8割以上を占めており、その判定結果も「良好」が7割以上と好成績を示している。これらの数字を見る限りにおいては、効果判定について特段の問題はないように思われる。しかし、多くの施設が生活指導の効果判定の方法に不備があると認めていること（注5）を考慮すると、効果判定の実施方法並びに判定結果の信頼性及び妥当性に問題がないかどうか、確認しておく必要がある。確認の結果、問題点があれば、その解決策について検討していかなければならない。

(11) 施設が挙げている問題点

生活指導実施上の問題点として、多くの少年院が挙げているのは、次の諸点である。

- ① 指導者が不足しており、指導者の指導力も不足している。
- ② 複雑かつ困難な問題を持つ対象者が多い。
- ③ 職員が習熟している指導方法の種類が少ない。
- ④ 他の指導領域との均衡上、十分な生活指導時間を確保できない。
- ⑤ 信頼できる指導効果の判定方法が不備である。
- ⑥ 指導上必要な条件（指導場所、指導教材、指導設備等）が不十分である。

これらは、いずれも、各少年院が日常の生活指導場面において痛感している問題点と思

われるので、今後、生活指導の在り方を検討する際、考慮すべき観点といえる。

また、上記の各問題点への施設の対応をみると、ほとんどの問題点について、対策実施中又は対策検討中と、対策への着手が進んでいる。その中で、対策を実施している施設が最も少なく、対策未着手の施設が最も多いのは、生活指導の効果判定に関する問題点であり、生活指導の効果判定の難しさを如実に物語っている。

(12) 自庁の生活指導に対する施設の診断

自庁で実施している生活指導の現状に対する各施設の自庁診断によれば、当面改善すべき問題点が若干ある、という施設が大部分を占め、改善すべき問題点が多い、という施設を合計すると9割2分強となり、ほとんどの少年院が、自庁の生活指導の現状について改善すべき問題点を抱えている、という認識を示していることが分かる。なお、当面改善すべき問題点はない、と回答した少数の施設については、参考までに、どのようにして問題点を解消したのか、その実情を検討してみる必要がある。

また、改善すべき問題点の内容として挙げられているもののうち、比較的多くの施設から指摘されているのは、職員の指導力、処遇効果の検証、処遇技法の習熟、指導内容、方法の充実、指導案等の整備及び個別処遇の充実等であった。これらの多くは、この調査結果の中で、これまで反復出現している問題点であり、生活指導の現状における問題点の所在を示すものと考えられる。

(13) 生活指導に関する施設の意見等

生活指導に関する各少年院の意見、感想、希望等を求めたところ、多様な回答内容を得たが、その大部分は、生活指導の在り方に関する積極的な提言であり、各庁の生活指導に寄せる関心の強さがうかがわれた。

生活指導の在り方を考える上で参考となる提言としては、「職員の生活指導能力を向上

させることが必要」、**「生活指導と職業教育とを関連づけ、両立させることが必要」**、**「個別的処遇の充実が必要」**、**「標準的な指導手引書の作成が必要」**、**「G₁施設では生活指導の比重を高めることが必要」**、**「処遇技法を導入する場合、そのねらいを明確にすべきである」**、**「再入率以外の効果測定法を考察すべきである」**などを挙げるができる。

また、問題点として、**「職業補導時間との均衡上、生活指導時間の確保が困難」**、**「日課時間内に個別指導時間を確保することは困難」**などが挙げられているが、これらの問題点をどう解消するか、ということも今後検討を要する課題であろう。

さらに、1施設からではあるが、**「生活指導に関する施設間相互の情報交流を望む」**という希望が述べられている。この希望は、ある意味で、少年矯正における情報交流が主として、本省一管区一少年院という縦系列を中心にして行われている現状の問題点をついたものと考えられ、縦系列の情報交流で不足する部分を横系列の情報交流によって補いたいという意欲の表れといえよう。少年院の指導水準を向上させるために必要な情報の交流をいかにして行いか、ということも生活指導の在り方を考えていく上での検討課題となろう。

むすび

今回の調査は、少年院の各処遇課程等における生活指導の在り方を検討する上で必要な資料収集を目的として実施したものである。この調査によって、必要な検討資料のすべてを整えたわけではないが、少年院における生活指導の全国的な概況と現状における幾つかの問題点を把握することができ、前記生活指導の在り方を探る手掛かりを得たことは、貴重な収穫であった。

この調査の意義は、本研究に必要な参考資料を得たということのほか、生活指導の全国

的な実態を概略ではあるが明らかにすることができたという点にもある。これまで施設単位で行われることの多かった生活指導調査では、当該施設の指導状況を知り得ても、全国的な指導状況との対比において、その施設の指導水準の位置づけをすることは困難であった。生活指導の全国的な実態を知ることによって、各少年院は、自庁の生活指導の水準を判断し、改善すべき問題点について検討し、適切な対策を講じることも可能になる。

今回の調査は、質問項目が多く、回答の形式も複雑であったため、各少年院の回答責任者の方達には、かなりの御負担をおかけしたのではないかと深く反省している。それにもかかわらず、この調査の実施に快く御協力下さった矯正局教育課をはじめ全国各少年院の皆様方に対し、心から謝意を表する次第である。

なお、次回の報告では、今回の調査で得た資料及び資料補充のため来年度実施予定の調査から得られる資料によって、少年院の各処遇課程等における生活指導の在り方を検討し、その結果をまとめる予定である。また、今回は報告していない未整理の資料についても、検討の上、必要に応じて、次回報告の際に利用したいと考えている。

注1 「少年院における教育課程の編成及びその運用について」 法務省矯正局長通達 平成3年6月1日 (平成4年4月一部改正)

注2 注1に同じ。

注3 注1に同じ。

注4 「矯正のための処遇技法」 大阪矯正管区文化会 1980年

「矯正処遇技法ガイドブック」

第1分冊 心理療法の原理と実践編

第2分冊 生活指導の技法と実践編

財団法人 矯正協会編 平成3年2月

「ロールプレイングの指導手引」

矯正資料 法務省矯正局 平成6年

注5 本論文中の表45参照